
長浜市商工会さま

損しないためのインボイス対応

2021.10.04

Porto Consulting



イントロダクション





形態：個人事業
創業：2016年1月
内容：公的機関の仕事



- 専門家派遣（コンサル）
 - セミナー講師
 - 伴走型支援事業
- など

形態：株式会社
創業：2019年7月
内容：全国でのセミナー
経営コンサル（県内のみ）

『ランチェスター戦略』
× 『チームビルディング』



全国で
セミナー
実施



滋賀県で
コンサルを
実施



《料金目安》

- コンサル（経営陣・幹部）
 - 半日：10万円～/月
- 研修（幹部・スタッフ）
 - 半日：15万円～/回





《目次》

- ① インボイス制度の概要 動画①
- ② インボイス制度の詳細
 - (1) 消費税制度の概要 動画②
 - (2) 適格請求書等保存方式とは 動画③
 - (3) インボイス制度の申し込み方法 動画④
- ③ 『電子帳簿保存法』改正のポイント 動画⑤





インボイス制度の概要





事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



② インボイス制度の詳細

(1) 消費税制度の概要





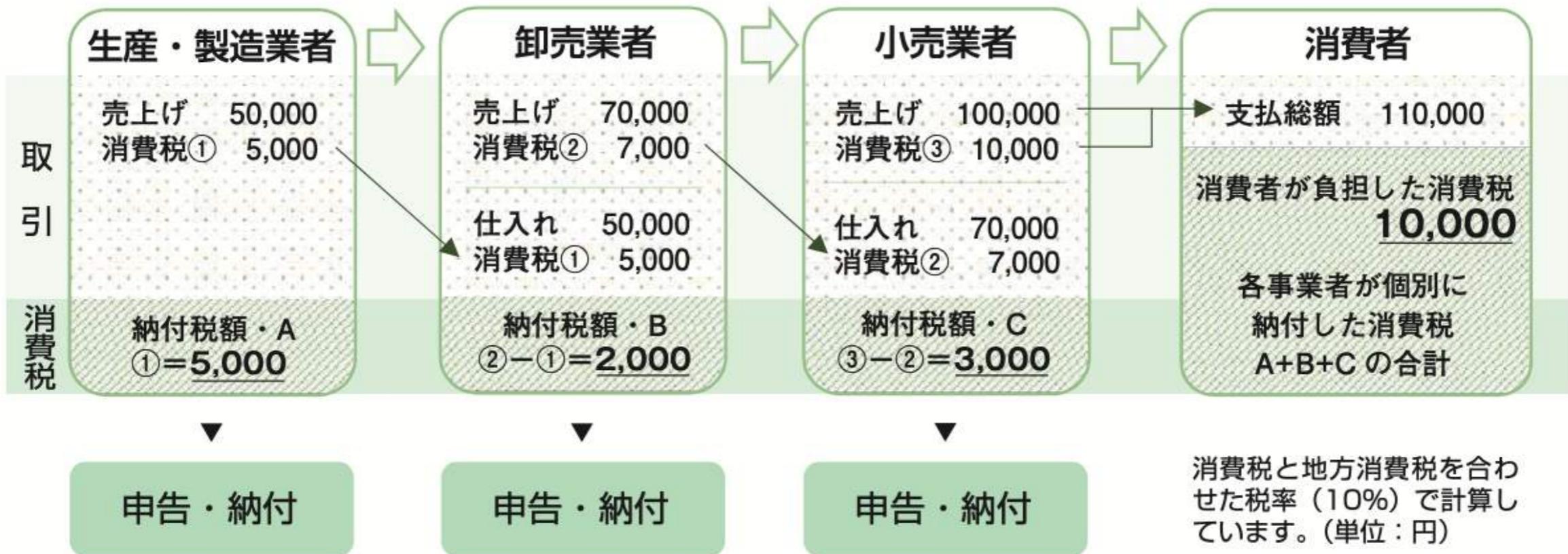
消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- > 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- > 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。



消費税の負担と納付の流れ



> 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
 の複数税率です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%



消費税額の計算方法等

> 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」といいます。）計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast}$$

(売上税額) (仕入税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$-$$

課税仕入れ等に係る消費税額[※]
(仕入税額)

↓
仕入税額控除



仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式 と同様〕
請求書等	区分記載請求書等 の保存	<u>適格請求書</u> (いわゆるインボイス) 等 の保存

**ここが
変わります**



軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。
また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞

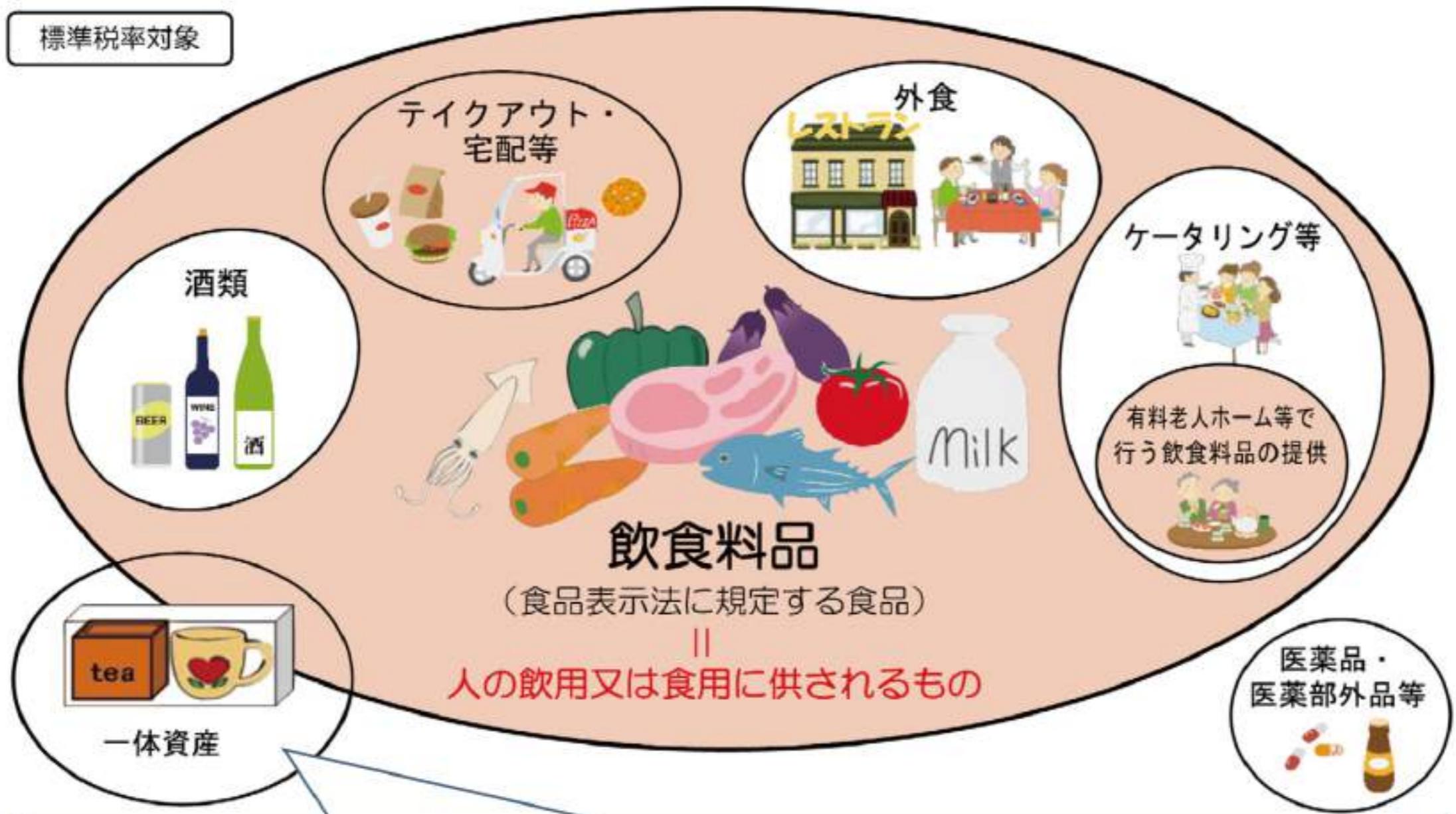
軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。



《 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲 》

軽減税率対象

標準税率対象



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。
 「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。



区分記載請求書等保存方式

令和元年 10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④ 対価の額 	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ <p>※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。</p>



帳簿と区分記載請求書の記載例

請求書	
(株)〇〇御中	
XX年11月2日	
(XX年11月2日取引分)	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
(株)△△	

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- ・ 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ・ 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ・ 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ・ 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ)		(株)〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
月	日		
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目



② インボイス制度の詳細

(2) 適格請求書等保存方式とは





適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

> 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

> **令和5年10月1日**に開始されます。



適格請求書とは

> 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

> 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

要注意！

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

○ 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



2

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。



適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等***
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
② 11/2	タオルセット	③ 2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑤

④ ③ → * 軽減税率対象



適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**※又は**適用税率**

②

XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都…
登録番号 T 123456…

①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

③

③

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等の
どちらかを記載
※両方記載することも可能



記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。



【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

《計算例》

- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円(税抜き)
 - 10%対象：28,158円(税抜き)
 - それぞれ、消費税額を計算
(税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
 - 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

《計算例》

- 個々の商品ごとに消費税額を計算
(その都度端数処理)
- 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。



Point 取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
 - ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
 - ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書

××年11月30日
△△商事(株)

株)〇〇御中
11月分 131,200円

取引先コード C016

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う



Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456...

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
		...		
合計		仕入金額	消費税額等	
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② <u>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</u> 及び <u>登録番号</u> | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |



Point 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年11月1日

② 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
Na0011	11,960円
Na0012	7,640円
Na0013	9,800円
...	...
合計	109,200円(消費税9,200円)
10%対象	66,000円(消費税6,000円)
18%対象	43,200円(消費税3,200円)

④

⑤ △△商事(株)
登録番号 T1234567890123

①

納品書

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

③ ※印は軽減税率対象商品

記載事項

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |



3

売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

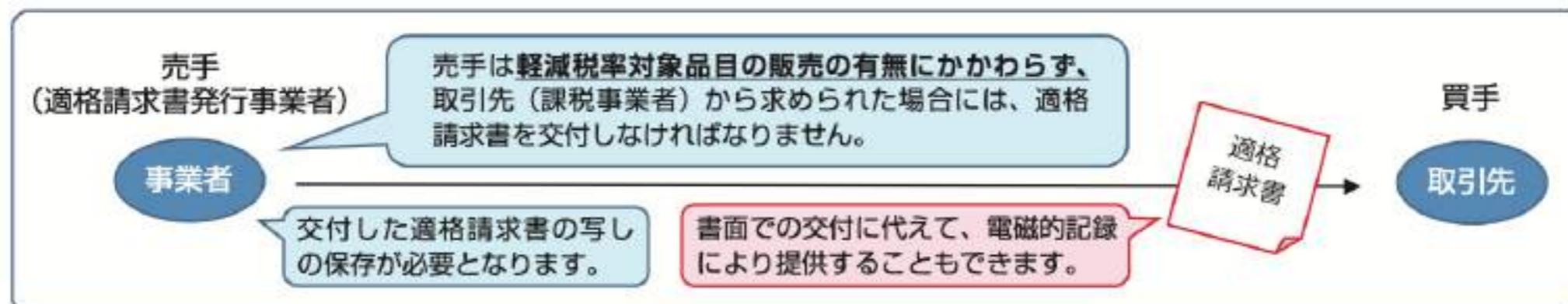
○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

○ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

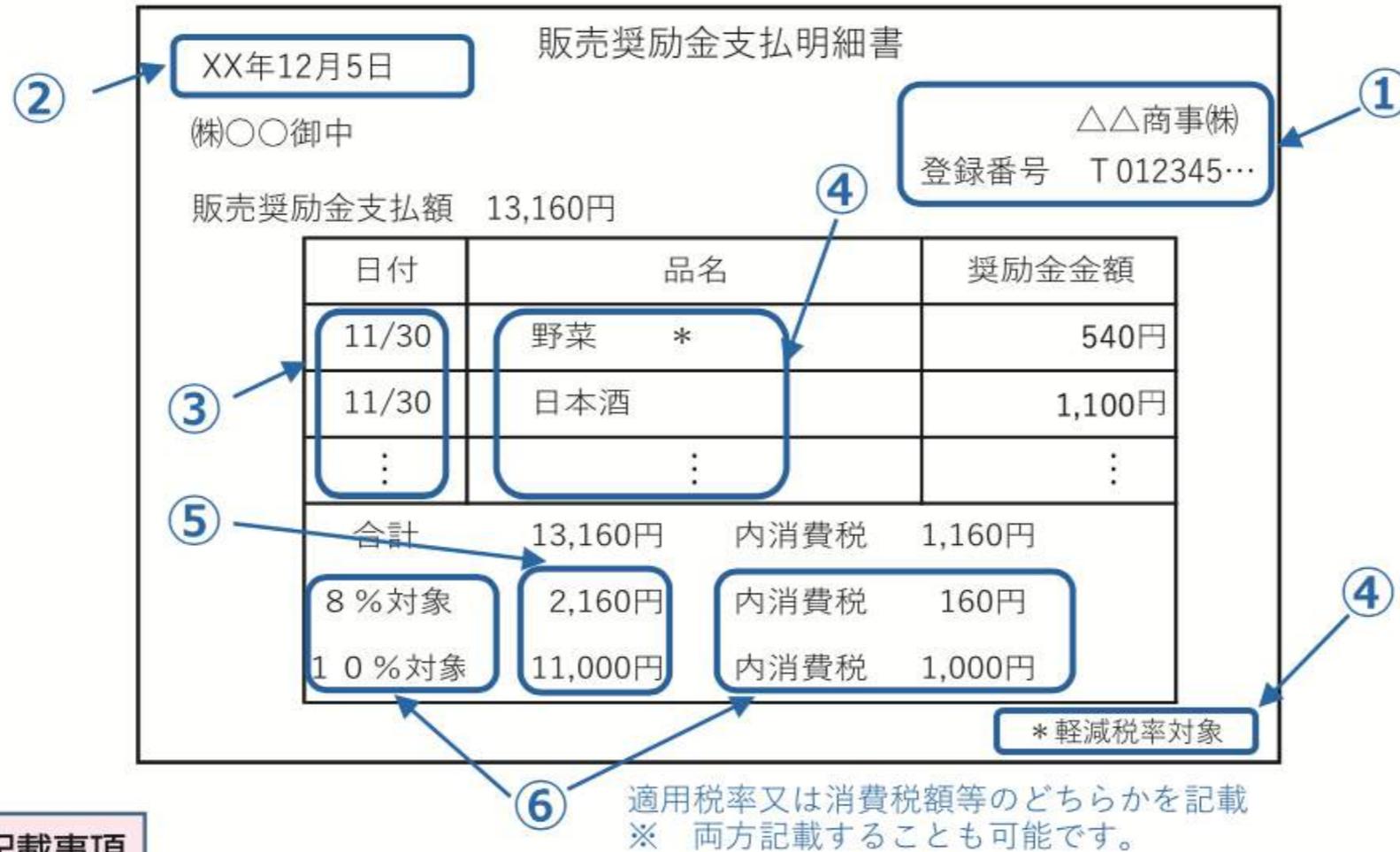
※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。





Point 適格返還請求書の記載事項等

○ 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。



適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 対価の返還等を行う年月日
- ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※
- ④ 対価の返還等の取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額（税抜き又は税込み）
- ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。



Point

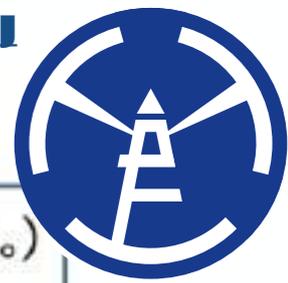
前月の売上値引きを差し引いて請求する場合

- 例えば、前月の売上げに係る値引きについて、当月の売上げから差し引いて相手方に請求する場合、前月の売上げに係る適格返還請求書と当月の売上げに係る適格請求書を交付する必要があります。
- この場合、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して1枚の請求書で交付することも可能です。

【例：1枚の請求書で交付する場合】

請求書		
(株)〇〇御中 XX年 12月 15日		
11月分 98,300円 (税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	リンゴジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円 (消費税 9,200円)	
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)	
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)	
値引き額		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円 (消費税 900円)	
10%対象	5,500円 (消費税 500円)	
8%対象	5,400円 (消費税 400円)	
請求金額	98,300円	
※は軽減税率対象商品		
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123		

「当月の売上代金から前月の売上値引き代金を控除した金額」及び「その控除した金額に基づき計算した消費税額等」を税率ごとに請求書に記載することも可能です（取引先ごとの継続適用が必要となります。）。



Point 修正した適格請求書の記載例

- 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書（適格簡易請求書、適格返還請求書を含みます。）に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。
修正した適格請求書の交付方法は、
 - ① 修正点を含め全ての事項を記載した書類を改めて交付する。
 - ② （当初に交付した適格請求書との関連性を明らかにした上で）修正した箇所のみを明示した書類を交付する。
といった方法などが考えられます。

【例】

（誤りのある適格請求書）

請求書「4月分」
○年○月○日
●●（株）御中
（株）△△
登録番号：T123...

月	日	商品	売上金額 (税抜)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
		...	
合計		売上金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		100,000円	10,000円

※は軽減税率対象
正しくは、売上金額110,000円
消費税額 11,000円



修正事項のみを明示

「修正事項の通知」
○年○月×日
●●（株）御中
（株）△△

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円	

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注) 当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所



Point

交付した適格請求書の写し等の保存

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
 - 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
 - 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

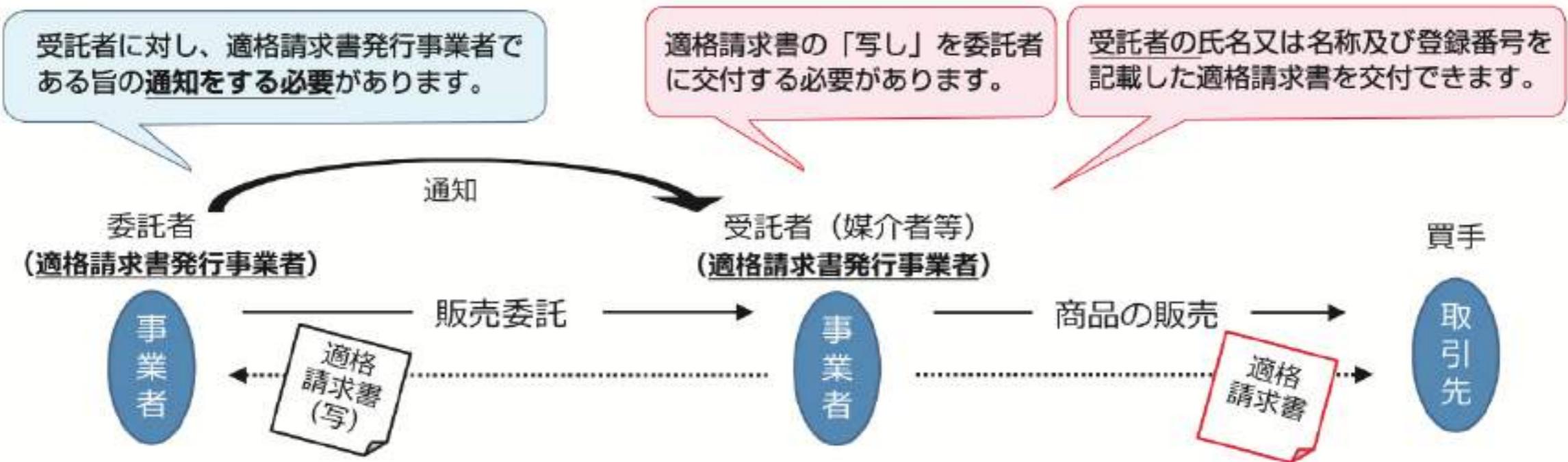
電磁的記録の保存については、
「インボイス Q&A」
（国税庁ホームページ）をご覧ください。



交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】



受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。

※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

詳しくは…
具体的な対応方法等については、「インボイス Q&A」(国税庁HP)をご覧ください。



交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)



4 買手の留意点 (仕入税額控除の要件)

仕入税額控除の要件

> 一定の事項を記載した帳簿及び
適格請求書などの請求書等の保
存が仕入税額控除の要件となり
ます。

○ 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日
から7年間保存する必要があります。

> 免税事業者や消費者など、適格
請求書発行事業者以外の者から
行った課税仕入れは、原則とし
て仕入税額控除の適用を受ける
ことはできません。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕
入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控
除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等 の保存

**ここが
変わります**



帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される 「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ



Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、これらの規定は廃止されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような追記をすることはできません。

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。



5 税額計算の方法等

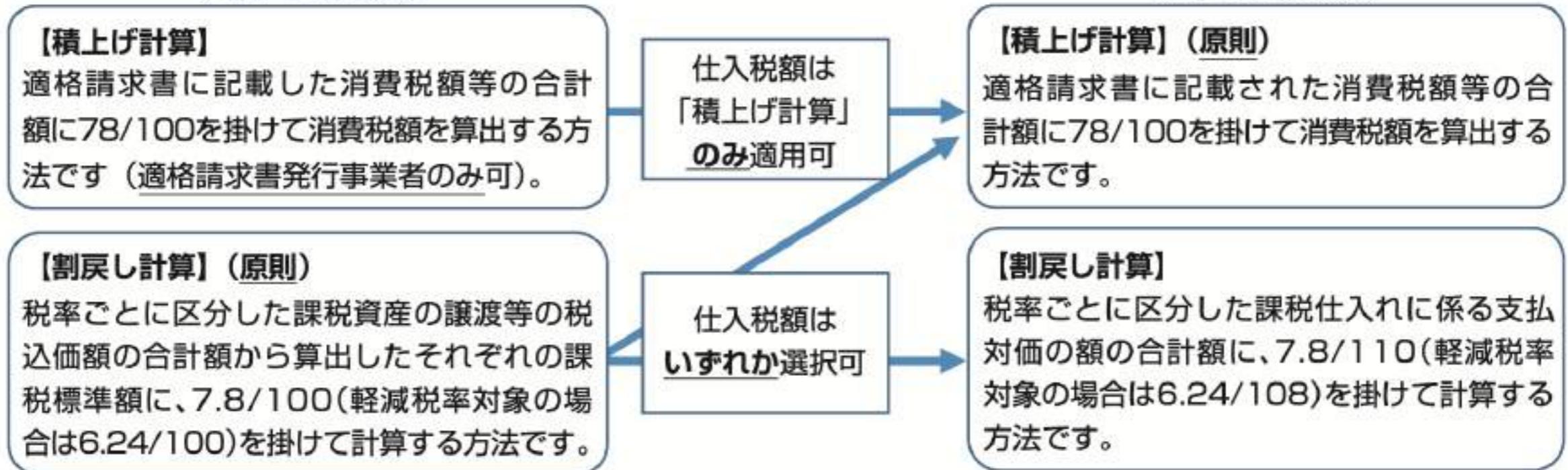
税額計算の方法

> 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

《 仕入税額 》

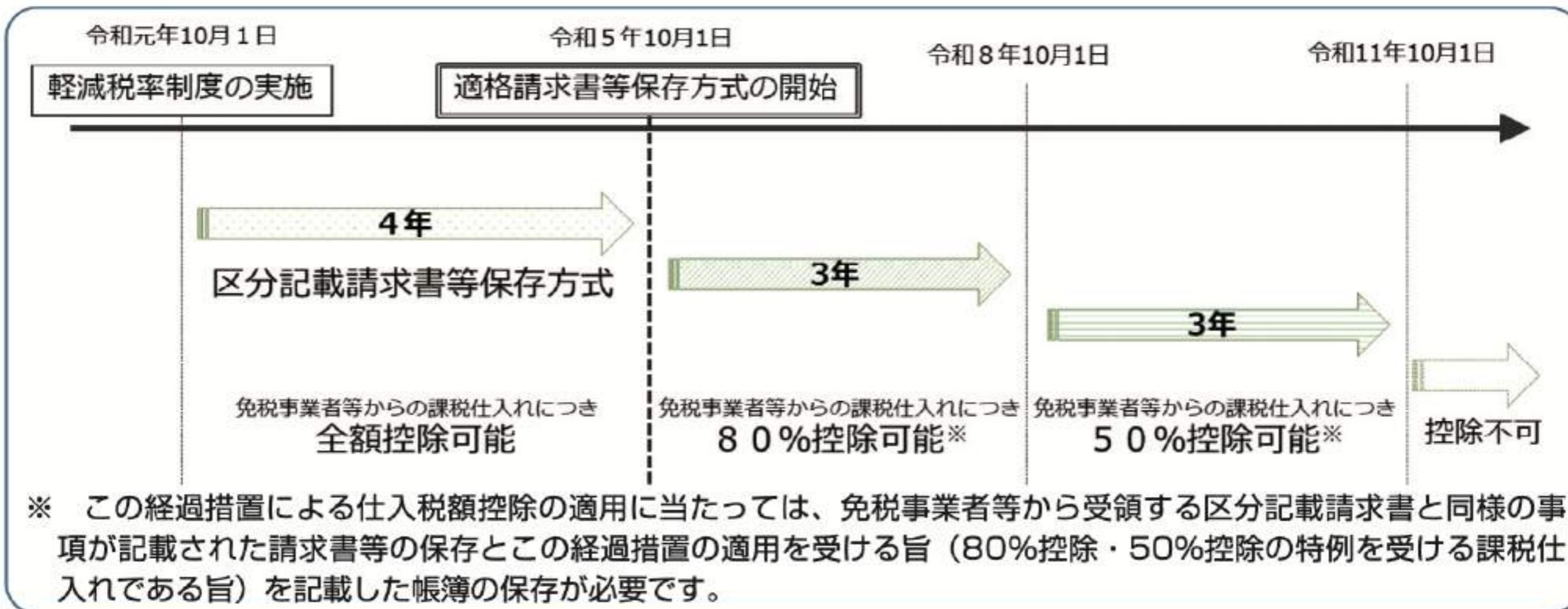


- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。



免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

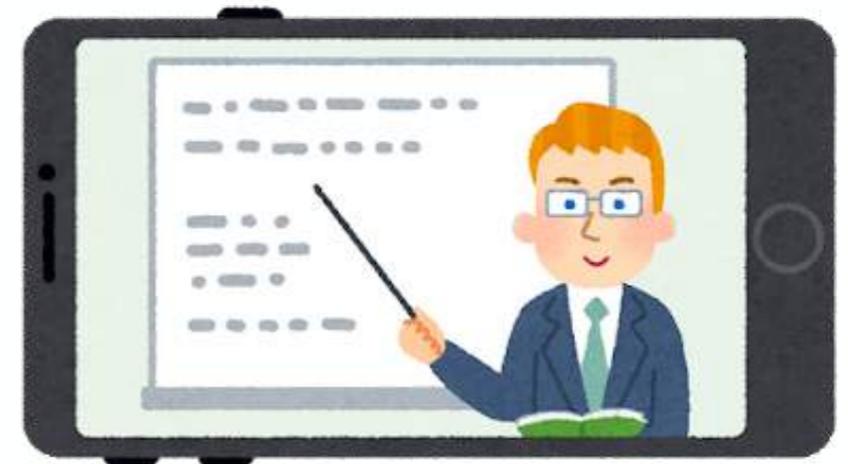
- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。





② インボイス制度の詳細

(3) インボイス制度の申し込み方法





6

適格請求書発行事業者の登録申請手続

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。
 - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - 法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号
 - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T+13桁の数字
 - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
 - ③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。



登録申請のスケジュール

登録申請手続は
令和3年10月1日
から可能です。

令和3年10月1日

登録申請の
受付開始

令和5年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
令和5年3月31日
までに登録申請手続を行う必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

適格請求書等
保存方式の開始



Point

適格請求書発行事業者になると

- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
- 適格請求書の記載事項には、登録番号が含まれますので、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。
- 公表事項に変更が生じた場合や、登録を失効させる以下のような場合には、一定の手続が必要です。
(これらの手続の際は、e-Taxをご利用ください。)

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・氏名又は名称 ・(法人のみ) 本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録の取消しを求める場合※1	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※2
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合※1	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年 10月1日以降提出することができます。

※2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、免税事業者に戻るためには「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出も必要となります。

(注) 次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合(「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者と必要な連絡がとれないときをいいます。)
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合(法人の場合)
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合



7

免税事業者の登録申請手続等

免税事業者の登録申請手続

> 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)



- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けするためには、登録申請を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- **「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、**
- **課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請**
申請を行う必要があります。

※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

**【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である
令和6年1月1日から登録を受ける場合**

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請申請を令和5年11月30日※までに行う。

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。



Point

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合 その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

【例】 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税法簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出



《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

$$\text{課税売上げに係る消費税額※} \times \text{みなし仕入率}$$

消費税額は課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額から算出します。
 そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食 店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続
 については、
 「消費税のあらし」
 （国税庁ホームページ）等を
 ご覧ください。



8 適格請求書発行事業者公表サイト

適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能

- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地



【TOP画面】

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

本文へ 検索ツール(検索履歴あり) サイトマップ

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (登録番号を検索) お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人種別を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 登録番号を検索する

登録番号("T" ①確認したい登録番号を入力 ます、
一度に10桁まで)

登録番号
T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

②検索をクリック

検索 クリア

お知らせ お知らせ一覧 >

令和3年10月1日 [適格請求書発行事業者公表サイトの運用開始について](#)

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号
国税商店

登録番号

T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

一度に最大10件まで検索可能

公表の申出があった場合のみ表示



9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
 - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
 - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。





③ 『電子帳簿保存法』 改正のポイント





電子帳簿保存法のあらし

電子帳簿保存法は1998年に制定され、口頭では「電帳法」と称されることも多くなっています。

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が正式名称です。

書類電子化の動きを見据え、納税者による関連書類保存の負担軽減を目的としていました。

元来から法人税法や所得税法の定めにより、国税関係帳簿書類（国税関係帳簿と国税関係書類）の一定期間の保存が義務付けられています。

紙ベースでの保存が前提とはいえ、特定の条件下での国税関係帳簿書類を、システム上の電子データで保存することを認めていることが電子帳簿保存法の特徴です。

この電子帳簿保存法は時代の要請に合わせて、これまでも複数回のアップデートがされてきました。

2005年にはスキャナで読み取った電子データの保存が認められ、2015年にはそれまで3万円だった領収書・契約書の金額上限が撤廃されました。ほかにも電子署名も不要になるなどスキャナによる読み取り・電子データ保存の制度が緩和されています。

さらに2016年になると、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した電子データの保存までも認められるようになりました。直近2020年にはキャッシュレス決済における電子取引明細の保存も認定され、紙ベースの領収書は保存不要となっています。来る2022年1月の改正も、さらなるアップデートの位置付けです。



電子帳簿保存法の対象となる書類

国税関係帳簿書類（国税関係帳簿と国税関係書類）が電子帳簿保存法（電帳法）の対象となりますが、対象と保存方法の組み合わせにより3つに区分されます。概要だけは掴んでおきましょう。

- 国税関係帳簿（仕訳帳や総勘定元帳、固定資産台帳など）と決算に係る国税関係書類（貸借対照表や損益計算書、棚卸表など）、取引に係る国税関係書類（見積書・納品書・請求書の控えなど）に関する電子データ保存
- 取引に係る国税関係書類（見積書・納品書・請求書の控えや領収書、請求書、契約書など）に関するスキャナ保存
- 電子取引（注文書や契約書、見積書・注文書の控えなど）に係る電子データ保存



電子帳簿保存法改正のポイント

	現状	2022年1月改正
所管税務署長の 事前承認手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始の3カ月前までに所管の税務署に申告 	事前承認不要
自署 タイムスタンプ	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類受領後に受領者が自署した上で3日以内にタイムスタンプを付与 	自署 …………… 不要 タイムスタンプ …… 猶予期間 2カ月以内
検索要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引年月日・取引金額・勘定科目など複雑な検索条件が必須 	取引年月日・ 取引金額・取引先のみ
適正事務処理要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連社内規程を整備することが不可欠 <p>紙ベースの原本 2名以上で対応</p>	廃止

大幅緩和

大幅緩和



1. 所管税務署長の事前承認が不要になる

スキャナによる書類の読み取り・保管を開始する場合、現状では開始の3ヵ月前までに所管の税務署に申告し、予め税務署長の承認を受けなければなりません。

承認を受けるまでは待機期間となり、承認されなければ却下通知が届きます。

そのため社内で書類の電子データ化を決定してから、一般的に6ヵ月～1年程度の準備期間を見込んでおく必要があります。来る法改正により、この税務署長から事前承認を受けるといったステップがなくなります。

つまり電子帳簿保存法に対応可能なスキャナや会計システムを導入でき次第、速やかに書類の電子データ化・保存が可能になるのです。



2.自署が不要となり「タイムスタンプ」の要件が大幅緩和される

「タイムスタンプ」とは、電子データ化された文書が改ざんされていない原本であることを証明するマークのようなものと理解しておけば良いでしょう。電子化されたデータと、時刻情報とを組み合わせで構成されています。

タイムスタンプを付与された文書は、スタンプされた時刻以降には変更を受けていないことを客観的に証明することが可能です。現状では書類の受領後に受領者が自署したうえで、3日以内にスキャナによる電子データ化を行い、タイムスタンプを付与しておく必要があります。

法改正後はスキャナでの読み取り前に受領者が自署することが不要になるうえ、タイムスタンプ付与の猶予期間も2ヵ月以内へと大幅緩和されることになるのです。

同時に改正後には、電子データの修正や削除をログとして残すことができる、不正防止に対応したシステムを導入している企業に限っては、タイムスタンプの付与に代わってクラウド上での保存が認められるようになります。担当者の対応工数が減少し、時間的な猶予も生まれることから、マンパワーに余裕がない中小企業への導入ハードルが下がることは明らかです。



3.検索要件が大幅に緩和される

そもそも電子データを保存するに当たっては、必要なタイミングで内容を閲覧できるように、検索機能を確立しておく必要があります。ところが検索要件が細かく設定されていると、この登録・管理の業務に大きな工数を割かざるを得ません。

これまでは、取引年月日や取引金額、勘定科目など当該の国税関係帳簿書類に合わせて、主な記録項目を検索条件として指定可能であることが必要不可欠とされてきました。

同時に取引年月日や取引金額に関する記録項目については、範囲指定して検索条件を設定可能であることも求められています。

さらに任意の2つ以上の記録項目を組み合わせて検索条件を設定できることも必須とされ、検索要件の複雑さが電子データ化導入のハードルとなりかねない状況です。

今回の改正後には、検索要件が取引年月日と取引金額、そして取引先のみとされ、大幅に簡略化されます。

併せて国税庁などの要求に従って、保存している電子データのダウンロードに随時応じることが可能な場合には、範囲指定や記録項目を組み合わせて検索条件を設定できる機能の確保は不要です。



4.適正事務処理要件が廃止される

これまでの電子帳簿保存法（電帳法）では、不正防止を目的とする内部統制として、関連社内規程を整備することが不可欠とされています。言い換えれば、電子データの事務処理についても、厳重なチェック体制の確立と定期的な内部監査が求められている訳です。

チェック実施のためには紙ベースの原本が必要とされ、電子データ化したうえに同時に紙ベース書類の保存も求められるという、非効率的な事務処理を余儀なくされています。

加えて事務処理担当者同士を相互チェック（相互牽制）させる目的で、常に2名以上での対応が必須とされている現状です。

これらの厳しい適正事務処理要件（内部統制要件）は、とりわけマンパワーが不足しがちな中小企業にとって、書類の電子データ化を進める際の障害となっているケースが少なくありません。

法改正後はこれらの適正事務処理要件が廃止され、定期監査までの保存が必須であった紙ベース原本は、スキャナによる読み取り後直ちに破棄可能となります。

また事務処理における相互牽制の考え方も撤廃されることになっており、常時1名での対応が認められることになりました。



改正電子帳簿保存法に対応するメリットや留意点

紙や印刷に係るコストを削減できる

これらは最初に思い当たるメリットでしょう。

書類の電子データ化が進めば、用紙代や印刷機のインク代、保管するためのファイル代、保管スペースの確保など、紙ベースでの保存に要していたコスト負担が軽減されます。

言うまでもなく書類整理やファイリングに係る工数の削減にもつながりますので、事務職員の人件費も抑えることが可能です。

また電子データ化された書類を自社サーバで管理すれば、サーバの運用・管理コストが生じます。

それでもクラウドサービスを利用すれば、このコスト負担も不要です。



改正電子帳簿保存法に対応するメリットや留意点

バックオフィス業務の効率化につながる

ここが一番のメリットだと言えるかも知れません。

社内で取り扱う情報の電子データ化が進展すれば、必要な参照書類の検索効率が大きく上がりますし、決裁フローの電子化によるバックオフィス業務のスピード化・省力化にも貢献できるのです。

ネットワーク上での書類交換が可能になりますから、遠隔地の自社拠点や事業投資先、取引先などとの業務コミュニケーションがはかどります。

紙ベース書類の到着を待つタイムロスを減らすことができるため、無駄な待機時間も少なくなるでしょう。



改正電子帳簿保存法に対応するメリットや留意点

不正行為に係るペナルティが重くなったことに留意する

2022年1月から適用される電子帳簿保存法（電帳法）の改正により、電子データ化導入の要件が大幅に緩和されることは、企業活動にとっては歓迎すべきことです。

これを機に多くの中小企業においても、国税関係帳簿書類の電子データ化が急速に進むことが予想されます。

ただし電子データ化導入のハードルが下がると同時に、不正行為抑止のための担保として、重加算税の加重措置が課されることも忘れてはなりません。

電子データとして記録された事項に関する隠蔽、もしくは仮装された事実に基づく申告が行われ、かつ当該データの改竄が当局に把握された際には、通常課される重加算税の金額に加えて、さらに10%がペナルティとして上乗せされます。

不正行為が発覚した際のペナルティはこれまで以上に重くなりますから、不備・不正を抑止するための具体的な措置を講じておくことが、従来よりも一層大切になりました。

経営や担当者はくれぐれも留意しておきましょう。

Porto Consulting



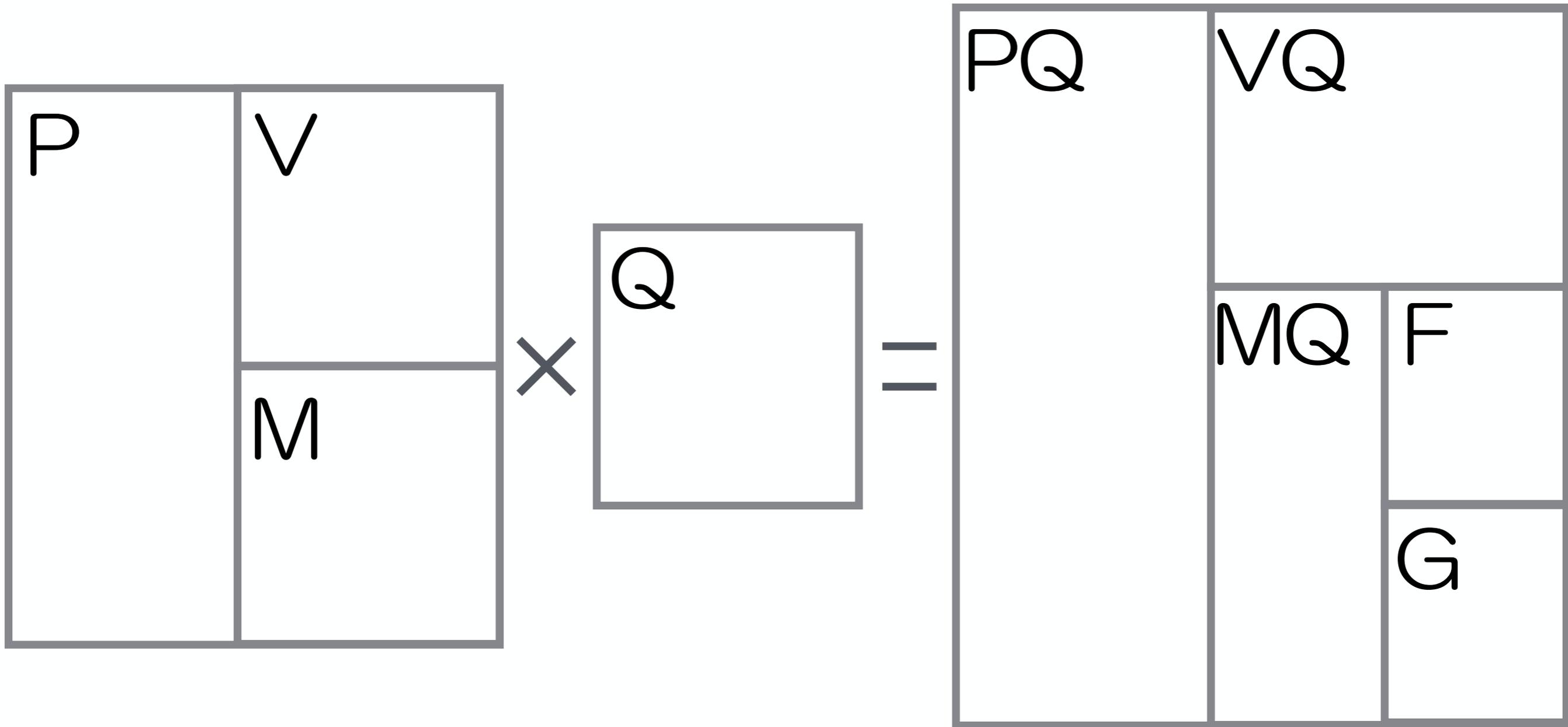
ミナト経営株式会社 滋賀





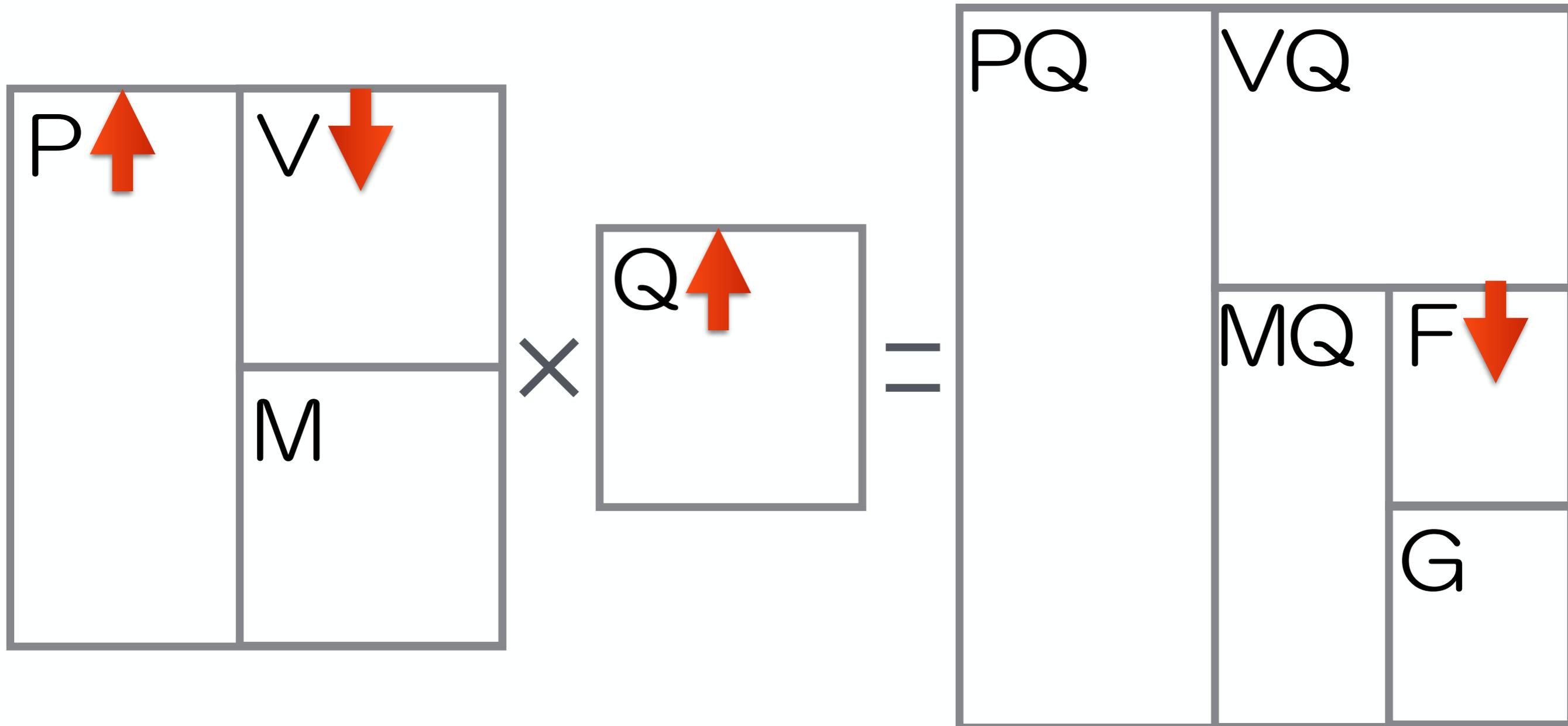
インボイス制度を 乗り越えていくための 戦略的会計



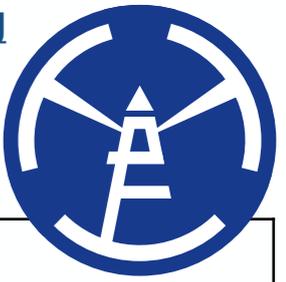




戦略的会計



- P（単価）向上（ブランディング）が最も利益を確保できる
- V（仕入）削減にはオリジナルブランドの活用が有効
- Q（点数）向上（マーケティング）も有効だが、間接コスト（人手とか）が必要
- F（固定費）には投資と経費があり、経営が苦しくても投資は継続する



4大要素に対する取り組みは？

P	現状	理想
V		
Q		
F		



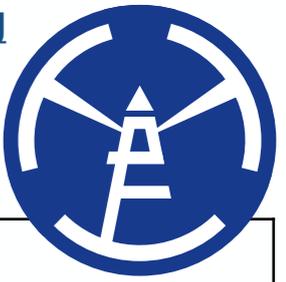
MQ会計

《単価アップ》

- ① ブランディング：1.5倍
- ② 営業力アップ：1.1倍
- ③ 管理の徹底：1.05倍

値引き禁止とか





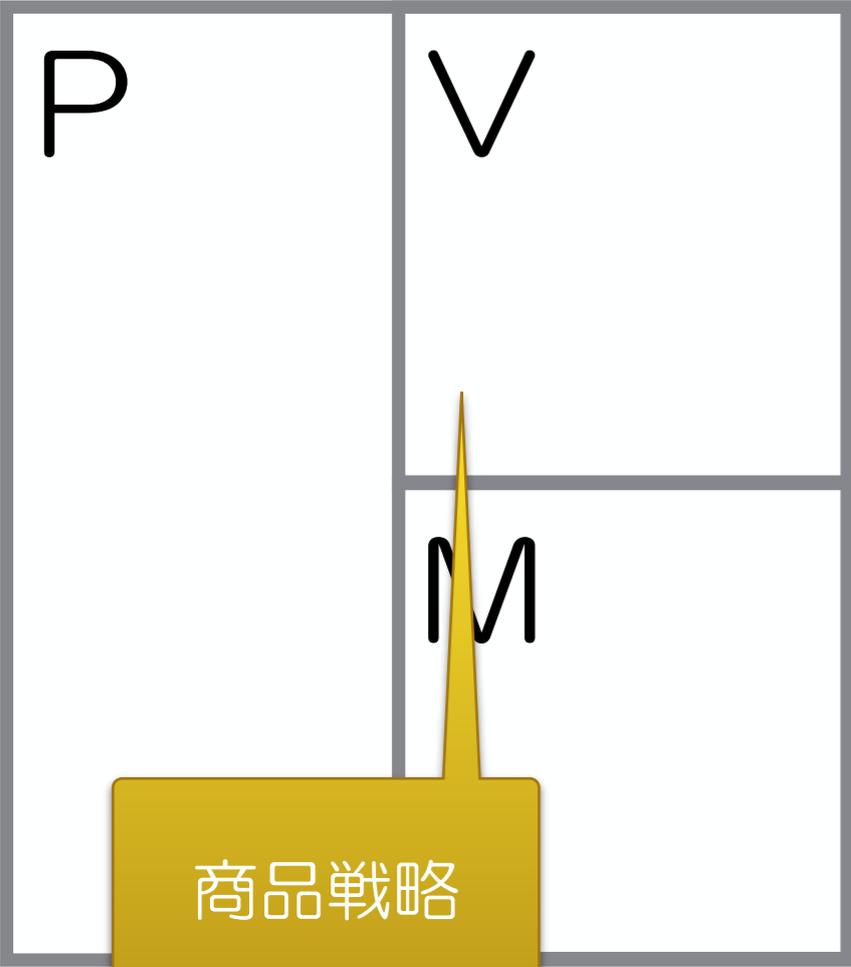
単価アップに取り組めそうなことは？

<p>ブランディング</p>	
<p>営業力アップ</p>	
<p>管理の徹底</p>	

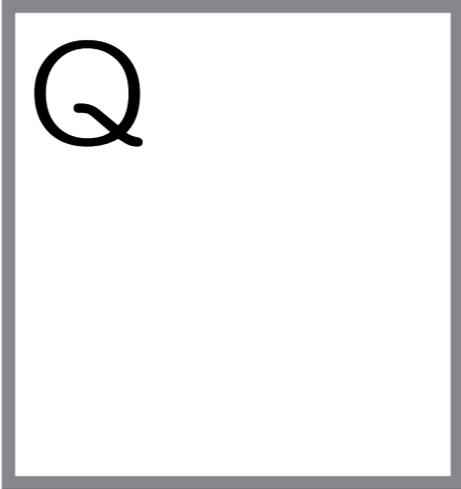


MQ会計

ブランディング
客層戦略
商品戦略



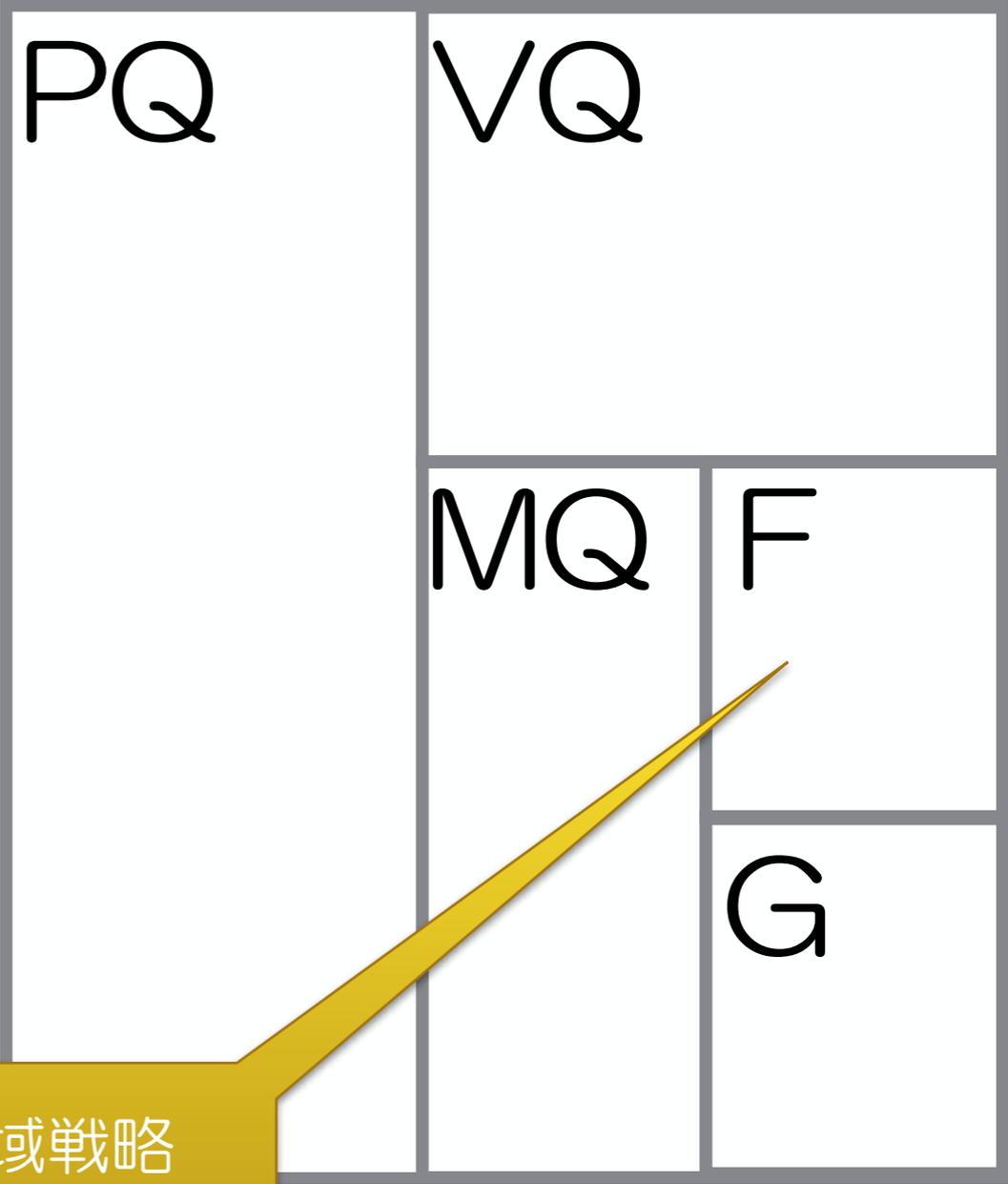
マーケティング
集客



X

=

地域戦略
投資





やってみよう！あなたの『戦略的会計』！

